
平成22年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成22年12月10日 (金曜日)

議 事 日 程 (3)

平成22年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【 出 席 議 員 】 (13名)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 益田美恵子 | 2番 貝掛 俊之 | 3番 田島 憲道 | 4番 辻本 一夫 |
| 5番 小田 武人 | 6番 岡 夏子 | 7番 今井 保利 | 8番 川上 誠一 |
| 9番 松上 宏幸 | 10番 本田 哲也 | 11番 中西 定美 | 12番 室原 健剛 |
| 13番 横尾 武志 | | | |

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 古野 嘉子 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|---------|------|--------|-------|
| 町 長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 鶴原洋一 | 教育長 | 中島幸男 |
| モーターボート競走事業管理者 | 仲山武義 | 会計管理者 | 入江真二 | 総務課長 | 占部義和 |
| 企画政策課長 | 吉永博幸 | 財政課長 | 柴田敬三 | 都市整備課長 | 大塚秀徳 |
| 税務課長 | 境 富雄 | 環境住宅課長 | 守田俊次 | 住民課長 | 佐藤一雄 |
| 福祉課長 | 藤崎隆好 | 地域づくり課長 | 内海猛年 | 学校教育課長 | 鶴原光芳 |
| 生涯学習課長 | 本田幸代 | 病院事務長 | 小池健二 | 管理課長 | 大長光信行 |
| 事業課長 | 小野義之 | | | | |

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、5番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

おはようございます。5番、小田でございます。一般質問をさせていただきます。

高齢化が猛烈な速さで進み、10年後の平成32年には日本人の4名に1名が高齢者という社会構造になると予測されております。芦屋町におきましても、平成18年2月現在で65歳以上の高齢化率が20.7%であったものが平成20年10月には22.74%、22年9月には23.75%と。これ予測ですけれども、23年度には24.1%に達すると推計されております。このような高齢化に伴い、さまざまな課題が発生しております。そこで、次の5項目についてお尋ねいたします。

まず、件名といたしましては、高齢者福祉施策について、中身の要旨につきましては、まず1点目といたしまして、高齢者の身体機能の衰えに応じた住宅改造などの整備に対する支援制度はあるのかお尋ねいたします。国県町においてでございます。

次に、判断能力が低下している高齢者の金銭を含めた財産を守るための支援制度はあるのか。

次に、的確な行動をとることが困難な高齢者や障がい者を災害から守るための対策についてお尋ねいたします。

次に、在宅生活支援として給食サービスを実施しておられますけれども、これの拡大を図る考えはないのかお尋ねいたします。

最後に、特別養護老人ホームまつかぜ荘の入所希望待機者が約115名、そのうち町内居住者が68名と、今年9月現在の数値でございますけれども、非常に多うございます。これの解消策について芦屋町の考え方をお尋ねいたします。

以上をもって、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

高齢者の福祉施策1点目の高齢者の住宅改造に対する支援制度についてお答えいたします。

介護が必要になった高齢者のために住宅の改造を行う場合、受けることができる支援制度が2種類ございます。1つは介護保険制度による支援です。介護保険認定の要支援以上の認定を受けていることが条件となりますが、手すりの取り付け、段差の解消、あるいは洋式トイレへの取りかえなどを行うことができます。ただし、支給限度額は20万円となっております、1割は自己負担ということになっております。

もう一つは、県の補助事業で住宅改造助成事業があります。これも要支援以上の認定を受けていることが条件となりますが、対象が非課税世帯に限られております。この制度は、支給限度額は30万円ですが自己負担はございません。

以上の2つの制度がありますが、非課税世帯であれば、これらの制度を同時に活用することにより、一部負担はございますが、合計で50万円までの支援を受けることができます。

続きまして、2点目の判断能力が低下した高齢者の財産を守るための支援制度についてお答えいたします。

1つは、福岡県社会福祉協議会が実施しております日常生活自立支援事業があります。これは判断能力が不十分で日常的な金銭管理が困難となっている方が対象で、本人にかわって年金の受け取り、公共料金の支払い、預貯金の出し入れをお手伝いするものですが、事前に登録が必要で、利用するために利用料金というのが別途必要になります。手続のほうは芦屋町の社会福祉協議会のほうで行うことができます。

また、もう一つに、成年後見制度があります。これは判断能力が低下した高齢者にかわって財産などに関するいろいろな行為を行うものですが、判断能力の低下の度合いによりまして、補助・保佐・後見の3段階がございます。手続には家庭裁判所に対する申し立てが必要となりまして、判断能力の鑑定に別途費用が必要になります。また、後見人に対する報酬なども必要になる場合がございます。

続きまして、4点目の給食サービスの拡大についてお答えいたします。

給食サービスにつきましては、現在週3回実施しており、うち1回はボランティア団体であります八朔の会の皆さんによってお弁当をつくっていただいております。残りの2回につきましては、お弁当の業者がつくっておりますけれども、いずれも献立については社協の栄養士が作成したものについてつくっているという状況です。また、配達については、八朔の会の皆さんによって手渡しで届けていただいております。その際に安否確認を兼ねて声かけなどをしていただいているところです。

お尋ねの実施日を週3回から拡大することについては、昨年度検討した経緯がございます。ヘルパーによります調理の支援が進んでいる中、給食サービスの利用は年々減少している状況にあります。

このため、利用者をふやす方法として、実施日を3日から5日に拡大することを検討いたしました。調理をすること自体が認知症の予防につながると言われており、その機会を減らすことはどうなのか、また配達には八朔の会の皆さんのご協力をいただいておりますので、拡大となれば毎日配達をお願いすることになります。このようなことから、現在のところは拡大に至っておりませんが、引き続き検討を続けているところです。

続きまして、5点目の特別養護老人ホームの入所待機者の解消策についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの整備につきましては、介護保険給付費の増加に直結します。福岡県が保健福祉圏域ごとに整備数を定めております。芦屋町は中間市と遠賀郡4町で構成された圏域にあります。20年度末で特別養護老人ホームは6施設で42床となっております。中間市に2施設、遠賀郡内では各町に1施設ずつとなっておりますが、どの施設も程度の差はあれ、多くの待機者を抱えている状況です。

このような状況の中、福岡県は、平成21年度から23年度までの第5次整備計

画の中で、遠賀中間地区で80床を整備することとし、中間市で20床、岡垣町で60床が新たに整備されることとなっております。さらに県は、緊急経済対策の一環として、緊急整備計画を策定し、中間遠賀圏域で50床を新たに整備することとしました。

これを受けまして、芦屋町としましても、特養の整備を進めるべく事業の実施を希望する事業所を募集いたしました。申し込みのあった事業所を県に推薦していましたが、最終的には県の選考の結果、水巻町の事業所に決定したところです。選考漏れの要因としましては、人口に対するベッド数の整備率で芦屋町は郡内他町に比べ高い水準にあるためだと考えております。

このように、特養の整備に向けての取り組みは行っておりましたが、結果的には芦屋町内での増床には至っておりません。しかしながら、今回の整備によりまして、遠賀郡内において新たに110床が整備されることとなっております。また、現在、柏原地区において認知症高齢者グループホームの整備も進んでおります。これらの整備によって、待機者数の減少につながればと期待しているところです。

今後につきましては、この待機者数の推移を注視した中で、次回整備数の枠ができた際には、今回と同様に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、3点目の高齢者や障がい者を災害から守るための対策についてどうなっているかということでお答えいたします。

平成18年度から民生委員の方々の協力を得まして、高齢者や障がいをお持ちの方の中で希望される人を対象に、災害時要援護者として名簿を作成しております。これはおおむね2年に一度ほど更新を行っております。

この名簿は、個人情報との関連もありますので、民生委員さんと役場の総務課で保管しておりますが、災害時には援護活動が想定される消防団にも分団ごとに配付しております。

しかしながら、名簿は作成され、対象者の大部分が把握されているとはいえ、本当の災害時にだれがどの世帯にどのような支援を行うのかという具体的なプランは現時点でできておりません。支援が必要な対象者一人一人について、だれが支援して、どこの避難所に避難誘導するのかを定める具体的な避難支援プランというものの作成が国県からも求められております。

今後この支援プランを作成するわけですが、この作成に当たっては、災害時要援護者として既に名簿に登載されている方はもちろんですが、それ以外でも支援が必要な方々を含めて対象にいたしますし、実際の災害時には、民生委員さんや消防団だけの力では対象者の支援は到底不可能でございます。そういった観点からも、隣近所の人たちや女性防火防災クラブの方々の協力がぜひとも必要となります。このため、区長会のご協力をいただきながら、関係する福祉課、地域づくり課、総務課、また関係諸団体と協議調整してつくり上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

るご答弁いただいたわけですが、1点1点説明を求めていきたいと思
います。

1点目の住宅改造等の整備に対する支援制度、これにつきましては2つほど制度
があるということですが、現状で、この利用実態、これについては、
先ほど申されました要介護の分の20万円と県補助を伴う30万円の分、これにつ
いての利用実態がわかりましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

お答えいたします。

介護保険制度によります事業の実績ですけれども、平成20年度で74件、21
年度が87件ございます。県の補助事業の住宅改造事業のほうですけれども、こち
らのほうは20年度で3件、21年度につきましても3件となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

高齢者の方々が住みなれた自分の家で自立した生活を送るためには、やっぱりそ
の身体機能の衰えに応じた改造といいますか、バリアフリー化が求められるわけ
でございますけれども、これに伴う整備費、これについては先ほどから合計で50万
円の助成制度があるということですが、今お話を聞きますと、この
県の制度についての実績が20年、21年度ともに3件程度ということですが、この
制度の利用者そのものの数が非常に少ないと思うんですけれども、その
原因はどういうふうなものか考えられるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

利用が少ない原因でございますけれども、この2つの制度、1つには、まず介護
保険制度を優先して使わなければならないということがございます。このため、2
0万円以内で済む改造であれば、そちらのほうを優先して使うと。それを越えた場
合は、この県の補助事業を使うことができますので、その辺差ができてくるのかな
と思います。

それから、もう一点、先ほど申しましたように、対象者が非課税世帯に限定され
ておりますので、その辺で対象者が限られているということもあろうかと思
います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

高齢者の状況としては、周りのだれにも迷惑をかけたくないという方々や、ある
いは費用の関係で介護申請もしないという方が多くなっているというような話も聞
いております。このような状況を考えた中で、今申されたような助成制度の対象者、
これについては、町民税の非課税世帯と、それから介護保険の要支援以上の認定者、
あるいは身体障がい者の1、2級の人というふうに、限られた条件がこの利用者の
少なさにあらわれているんじゃないかなという気がいたします。

そこで、この非課税世帯等々の助成制度の対象者の条件、あるいは現状、20万円とプラス30万円、この金額の見直し等々、それから非課税世帯の見直しと申しますか、低所得者、いわゆる均等割程度の低所得者あたりも対象に加えられるような、そういう制度への条件の見直しというのは考えられないのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

非課税世帯を超える世帯に対する補助につきましては、町単独事業として以前行っていたということがありますけれども、平成18年の行革の際に、その町単独事業の部分を廃止した経緯がございます。このため、再びここで拡大することについては、当然財源の問題もありますので難しいのではないかというふうに考えております。

しかしながら、介護保険制度改正の意見書の中でも、在宅での介護を可能とするための住まいの整備の必要性というものは訴えられております。このため、介護保険によります制度拡充について、まず今後の制度改正の動向を注視したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

自宅で最後まで過ごしたいと、そう願っておられる高齢者が非常に多いと思えますし、また今後も増加が見込まれるというふうに思います。したがって、在宅生活ができるような支援事業として、多くの高齢者が利用できるような制度への改革を十分に検討していただきますようお願いをしておきます。

以上でもって、この件は終わります。

続きまして、2点目でございますが、高齢化とともに物事に対する判断能力や体の機能低下の方々がふえている状況の中で、金銭を含めた財産等に対する権利の侵害を受けやすい状態にある高齢者が多いわけがございますが、これの対策として、先ほど日常生活の自立支援事業、それから成年後見制度の2つの制度があるということでございますけれども、これのそれぞれの利用状況、これがわかりましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

利用状況ですけれども、社会福祉協議会の制度につきましては、年に二、三件、毎年相談がっております。しかしながら、最終的には県の社会福祉協議会のほうの審査がありまして、その段階で契約にまで至ってないという現状がございます。過去に利用されている方がおられたようですけれども、現在のところは利用者はおられないというふうになっております。

また、成年後見制度につきましては、町のほうで実数というのを把握しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して老後を過ごされるためにも、金銭を含めた財産管理については、その支援策が当然多く求められておるといふふうに思います。この2つの制度、いわゆる日常生活自立支援事業、または成年後見制度については、余り制度としてこういう制度があるということ自体が周知されていないんじゃないかなと、あるいは知られていないんじゃないかなという気がいたします。したがって、この制度について、高齢者の方々が理解できるような、また十分に多くの方々が活用、利用できるような対策として、相談窓口の創設だとかいうようなものを開いていただきたいなという気がするわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

議員おっしゃいますとおり、今後の高齢者の権利擁護の問題については、今後増加することが見込まれております。このため成年後見制度というものを今後有効に活用していく必要があるかと思っております。

現在のところ、遠賀中間地域におきまして、年1回ではありますけれども、関係団体によります制度の説明、相談会が行われております。町のほうもこの事業を後援しておりまして、その際には広報等でお知らせするようにはしておりますけれども、今後この事業のほうを普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

この件につきましては、非常に大切なことであろうと思っておりますので、十分な対応をしていただきますようお願いしておきます。

続きまして、3点目でございますけれども、自然環境の変化に伴って予期せぬ災害が発生する可能性が大いに高いわけでございますが、その場合に高齢者の皆さん方や障がい者の方々の安全確保が最も重要であろうと思っております。そのためには、高齢者や障がい者の方々の状況、情報確認、把握、こういうものが欠かせないのではないかなというふうに思っております。

そこで、高齢者や障がいを持たれている方々の情報収集と、いろんなことごとに対応できるようなマップ、いわゆる福祉マップと申しますか、こういうものを策定する考えがあるのかなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心した生活を送っていくためには、いざというときに地域の人たちが支援する仕組みづくりというのが必要であろうかと思っております。このためにまずその地域の人が支援する人がどこにおられるのかということとを事前に把握しておくということが必要だろうと思っております。そのための一つの手段としまして福祉マップというものも有効な手段であろうと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

高齢者の方々を予期できない災害から守るためには、そういう福祉マップと申しますか、いわゆる救済のためのマニュアルを策定して、住民の皆さんのそういう状況と申しますか、情報を消防団の皆様方、あるいは民生委員さん、それから区長さん方々、限られた方々、いわゆる個人情報に関係もございまして、そういう限られた方々との情報を共有することが災害から高齢者や障がい者を守ることが最も大事だろうと思っております。

今年9月現在におきまして、65歳以上の高齢者のうち、ひとり世帯が1,011世帯、それから高齢者のみの世帯が619世帯と、この数字につきましては、今後ますます増加するであろうと当然予測されます。したがって、この災害から高齢者の方々を守るためにも、早急にマップ等の作成に当たられるようお願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、4番目の在宅生活支援としての給食サービスの件でございますけれども、郡内他町の状況はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

郡内各町の給食サービスの実施状況ですけれども、実施回数につきましては、郡内それぞれ週5回の実施をしております。ただし、毎日皆さん届けているということではなくて、その方の状況によりまして可能な限り、ご自分でできるようになるべく回数を減らした中で届けるという方策はとられているようではございますけれども、この5日のうちいずれを選択してもいいというふうな制度にはなっているようです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

いわゆる高齢者と言われる65歳以上のひとり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯、あるいは障がい者の世帯に対して、自立した生活の質の確保と食の安全を図ると、そういう目的でこの食生活を支援するというのが、この給食サービスの大きなねらいだろうというふうに理解しております。

また、もう一つの大きなサービスの目的の一つとして、確実に高齢者へこれは手渡しすると。で、不在であれば再度訪問して手渡しをする。なぜかという、これは当事者の安否確認をしてもらっているわけですね。したがって、こういうことについても、八朔の会の皆さん方には随分ご苦労をされているし、また大変ありがたいというふうに思っているわけですが、全くひとつ、これは食の安全と、それからそれぞれの家庭での方々の安否確認、先ほど申しましたような形で手渡ししているということで、カロリー計算、そういうものまで含めた、いわゆる高齢者の健康を考えた献立もされているわけですね。そういうふうなことを考えますと、非常にいい制度でありますし、これますます拡大——八朔の会の皆さん方には大変なご苦労をかけるとは思いますが、方法論につきましては、またこれはそれぞれ検討の余地はあると思っておりますけれども、これはもう少し利用拡大ができればなというふうに、ぜひそういうふうに思っておりますが、残念ながら平成18年度には128名の利用者がおられたわけですが、現在では1日平均で58名ぐら

いというふうに、利用者が非常に減っております。この傾向について、減っているような原因について、当局としてどのように考えられているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

利用者減少の原因ですけれども、一つには先ほど言いましたように、ヘルパーの皆さんに調理していただいた温かい料理のほうがいいというようなことが一つにはあろうかと思えます。

それから、大変いい制度ではあるんですけれども、必ず手渡しをしないとイケない。その時間に必ず自宅におらなければならないということに対するマイナスの要因というの働いているというふうに聞いております。

それから、こういった問題点に利用者の拡大ということについて昨年度協議したわけですけれども、その中で、今年度新たに取組んだこととしまして、ご飯だけは温かいものを食べたい、あるいはご飯だけは自分でつくれるよという方が、おかずだけ欲しいというようなご要望がございまして、それに対応するために、今年度からおかずのみのお弁当の配達というのを行っております。これは通常400円のところを350円にして配達しているわけですけれども、このような新たな取り組みによって、今年度についても昨年度に比べて若干ふえている傾向にあるというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

今おっしゃるように、その原因についてはいろいろ考えられると思えます。答弁にありましたように、ボランティアの方々の介護に伴うホームヘルプサービスの中での調理、それから単価の問題、いわゆるこれはコンビニあたりに行けば、好みの弁当が290円台ぐらいでからあるというような状況も考えられるんじゃないかなというように思っておりますけれども、いずれにいたしましても、高齢者の健康管理のためのカロリー計算や食材、安全な食材の利用、それから高齢者の皆さん方の健康維持のための食生活を守るための制度として、多くの方々にこれはぜひ利用していただきたい。そのためにも、いろんな問題はあろうと思えますけれども、ひとり世帯、あるいは高齢世帯のみの方々の安否確認も含めておりますので、この回数の拡大については早急に十分な検討をぜひしていただきたいなと思っております。

続きまして、5番目の特養の待機者の解消策についてでございますけれども、身体等に著しい障がいがあり、在宅での生活や介護が困難な65歳以上の高齢者の入所施設として、平成2年にまつかぜ荘が設立されております。介護老人福祉施設として施設介護サービスを提供し、高齢化社会において大変重要な施設であるということは承知のとおりでございますが、設立当初、入所定員が50名であったものを利用者の増ということの中で平成18年度に20床増設し、現在は70床で運営されております。しかしながら、高齢化の進展とともに施設介護サービスを必要とされる高齢者が急速にふえておまして、全国でも特別養護老人ホームの入所希望者、申込者が42万人程度おると言われております。

こういう中で、国といたしましても、16万人分の施設整備の緊急対策を打ち出しているようでございますし、このまつかぜ荘においても、入所希望の待機者が芦

屋町在住の方で68名おられるわけでございます。この状態というのは、もう常にこういう状態であるということでございます。したがって、在宅での介護が非常に困難な高齢者が常に町内におられるわけでございますが、このことはやはり早急に解消すべきであろうと。そして、この施設でもって、十分な介護を受けられる状態にすべきだろうというふうに思います。

そこで、財政の問題とか財源の問題やら、あるいは県の介護施設の事業計画の採択など、非常に厳しい条件等もあると思っておりますけれども、一つの考え方として、現施設の増床、あるいは第2まつかぜ荘的なものの新築も検討すべき時期じゃないかなというように思っておりますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

特別養護老人ホームの整備につきましては、先ほど申しましたとおり、今年度の県の枠の配分に基づきまして希望する事業所を公募し、県のほうに推薦したところ です。

この整備につきましては、この遠賀中間圏域の中での県の枠というものがございますので、議員おっしゃいましたとおり、国のほうでも今後の整備については前向き のようでございますので、今後その枠がおりてきた折には、整備について前向き に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

先ほどから何度も申し上げますように、今後ますます高齢化とともに、このこ ういう施設への入所希望者の増加が当然考えられますので、高齢化社会の状況に応じ た施設の整備を早急に整える必要があると思えます。

したがって、いろんな制度があろうと思えますので、それぞれの制度を活用 して早く待機者の解消について、町として積極的に関与していただくことを要望い たしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、7番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。1回目の質問通告書を読み上げて、第1番目の質問といたしま す。

件名、病院運営について。要旨①公立病院での医師確保が困難と言われている状 況で、今後の町立病院運営の方向性と方針について尋ねる。

件名2、基金・起債について。要旨①基金及び起債の今議会補正後残高と今後 の基金・起債全体の運用方針、方向性について尋ねる。要旨②基金を現金保管す る基準は、町規定としてどのように定めているのかを尋ねる。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

公立病院での医師確保が困難と言われている状況でございますが、自治体病院の医師の確保は大変困難なものがございます。これは医師不足によるもので、当院だけの問題ではなく、全国的な問題でございます。医師不足の実態としては、病院勤務の勤務医師の絶対数の不足や医師の都市部への偏在、小児科、産科、外科等の専門診療科の医師不足がでございます。医師不足に係る医師の確保につきましては、国に対して自治体病院として要望をしているところでございます。

また、自治体病院の経営赤字の一因には、医師の確保ができないことにより起きている状況については、十分私もは認識しているところでございます。

今後の町立芦屋中央病院の運営の方向性、方針といたしましては、今後とも芦屋町の唯一の病院でありますので、町民、地域の住民の方が安心して医療が受けられるよう医師の確保をいたしまして、現在進めております病院施設改修整備事業での環境を整えながら、効率的な病院の運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、財政課からお答えします。

基金及び起債の今議会の補正後の残高及び両方の運用方針、方向性ということでお答えいたします。

まず、12月議会補正後の基金残高の見込み額ですが34億6,000万円と見込んでおります。同じく起債の残高につきましては70億7,000万円と見込んでおります。

次に、起債の借り入れ方針と申しますか、方向性についてご説明申し上げます。

まず1点目、起債につきましては、世代間の公平負担ということが1点目です。

2点目につきましては、財政運営上の負担の平準化という、この2つの大きな考え方に基づいて借り入れを行っております。

実際借り入れるときには、退職手当債以外は後年度の元利償還金の一部が地方交付税において手当されるような措置があるものしか借り入れないようにしております。

今回の補正で過疎債を1億2,000万円で借り入れ予定で計上していますが、過疎債につきましては、元利償還金の70%が交付税で手当されますので、言い換えれば7割の国の補助のもと、実質3割の負担で事業が実施できるというものです。それ以外の起債につきましても、おおむね30%から50%の交付税措置がある起債を借り入れるようにしております。

今後も、より有利な交付税措置がある起債を借り入れることを心がけていますが、有利だからといって、何でも借り入れるということは当然行いません。この辺の歯どめ策と申しますか、ブレーキ役となるものとしまして、健全化判断比率の一つであります実質公債費比率という指標があります。これは交付税措置分を除く純粋な元利償還金、いわゆる一般財源を使って負担をしなくてはならない元利償還金の数字を出すものですが、これが芦屋町の財政運営においてどれだけ影響——資金繰りだとか、そういうところに影響を及ぼすかという指標なんです、21年度の芦屋

町の数値は10.4%でございます。この数値は低いほど財政が健全な状態と言えますが、県平均は11.1%ということになっております。県内では、健全なほうに入っているかと思えます。で、この数値なんです、18%を超えると、公債費負担適正化計画の作成が義務づけられ、借り入れも協議制から以前のような許可制に戻ることになりますし、最大25%を超えると起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。つまり国の管理下に置かれるような状態になるということです。

いずれにしても、先ほど言った、この18%という数字、数値を超えない中での財政運営が大原則になるかと思えます。

続きまして、基金の方針といいますか、方向性についてですが、基金につきましては、それぞれ基金条例の中で目的等が明記されていますので、ご質問のご趣旨としましては、財政シミュレーションにおける基金残高の方向性といいますか、考え方を述べさせていただきます。

22年度に作成しました財政シミュレーションでは、21年度決算における基金残高が36億2,000万円となりました。これは国の交付金等の支援策もありましたが、16年ぶりにわずかながらでも基金総額がふえたという結果になっております。

なお、今回のシミュレーションで今年度末の基金残高は35億8,000万円としましたが、先ほど申しましたように、現予算上の見込みでは34億6,000万円となります。ただし、最終的には高浜浜口町住跡地の売却収入及び今回の補正でも上がっていましたが、国の補正ですね、上がっていますが、普通交付税の追加分、こういうところの数字を加算すると、見込みどおりになるものと認識しております。

基金残高の推移といたしましては、今回の設定条件が続くと仮定すれば、今後も26年度を除いては減り続ける傾向にありまして、31年度には24億円程度まで基金は減少するものと予想しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、現金保管をする基準は町規定としてどのように定めているかということに対してお答えさせていただきます。

現金保管の基準は、地方自治法第241条第2項の規定に、基金は条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定してありますので、これを大原則といたしまして町の資金管理並びに運用基準の第5項に定めております。

ちょっと読ませていただきますが、

1、各種基金の資金は、原則として指定金融機関の普通預金口座において管理する。

1つ、各会計への一時繰替金として使用する予定のない資金は、適当な金額を運用する。

1つ、運用は大口定期預金とする。ただし、利回りの比較、期間、金額等の点で他の金融商品が運用上、有利と判断される場合は、債券での運用ができるものとする。

と、こういう内容で運用しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、一番目の病院の関係の回答ありがとうございます。

先ほどの質問にもありましたように、高齢化社会で地域医療の必要性は、ここで私が説明する必要もなく大切なことです。全国の公立病院が経営の危機に瀕している中、芦屋町の病院は経営的、財政的にも安定していると報告を受けていますし、先ほどの説明では、医師の確保も組織全体で対応していることがよくわかりました。今後も地域の医療充実と町民の健康のために、組織一丸となって努力され、芦屋町町民の健康維持に努力をしてください。これで1番目の質問を終わります。

2番目の質問の基金と起債についてのご回答の中で、起債は今年度この今回の議会のあと70億円と言われましたが、先ほど実質公債比率で18%を目標にしていこうということですが、これはわかりました。起債の、いわゆる金額の上限というのはお持ちですか。それともやはり、芦屋町は公債費比率だけでここをコントロールしようとしているのか。ちょっともう一度そこを教えてください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

実質公債費比率の率でいきます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

わかりました。起債というのは、いわゆる借金ですので、ぜひこの18%を下回る中で今後も運営していただきたいというふうに思います。

それに続きまして、基金の回答がありましたけども、今回の予算後34億6,000万円というお答えが言われたんですけども、実質きのうの岡議員からの仕組み債を引くと6億円というのが出ますけれども、そうすると、実質本当に芦屋町で使える基金というのは28億6,000万円というふうに考えてよろしいですかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

実質、この基金の言っている基金のほかにも定額運用基金だとかありますので、若干上乘せがあるかと思えますけど、それを加えてもその金額にほぼ同等ということで認識していただいてもかまいません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

わかりました。芦屋町の財政状況、今の基金と起債、それから一般会計の総額の47億円ということを含めながら、有利な起債はできるだけ先ほどのお話であるように借りて、財政で不足の金額は基金を取り崩すスタイルでずっときていると思います。私はここ8年間議員でおる、大体そのスタイルですね。大体予算書をずっと見ると、ここ10年、15年は今のように有利な起債は借りて、不足なところは基

金を取り崩していく、こういう財政運営スタイルと考えますが、この辺についてはどうでしょう。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。過疎債の指定を受けてからは、事業はなるべく過疎債を使うことによって、7割交付税措置があるということで、できる限り事業の採択については過疎債をお願いしていると。で、どうしても収支の中で足りないものについては、基金の取り崩しをやっているということです。

ここ数年、大型事業が立て続けにありました。庁舎の改修事業、それから町民会館、中央公民館、これらにつきましては、実際町民会館、中央公民館につきましては、元利償還金のベースを入れても最終的には2割程度の負担であれだけの改修ができていたという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それで、先ほど財政シミュレーションではこのままでいくと、少しずつ取り崩していく中で、設定条件の中では31年度に24億円、それでもずっと減っていくんです。この設定条件はもう何度も私一般質問の中で言うておりますけども、来年からボートから利益が出る、これ前提なんです。これがなかったらもっとなくなるというふうに考えております。

先ほど基金についての自治法の定めというところは、目的を定めて基金として積み立て、その目的のために使用するために基金がある。芦屋町でこれを目的基金じゃなくて流用することができるような条例をここ10年ぐらいで改正してやっておりますけども、これは基金が少なくなって、使用目的以外で使わないと財政運営ができなくなるほど今芦屋町の財政の台所が逼迫していると私は思いますけども、間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基金条例の中に処分条項というのがありまして、あくまで今――少々お待ちくださいね。例えば職員退職基金の今回の取り崩し額、当初予算ベースで6,970万円だとか、福祉行政基金の1億円、それから芦屋釜の里の管理運営基金2,800万円、これ取り崩し予定にしているんですが、これはあくまでその目的、第1条にどこも書いてあるとありますが、その第1条の目的のために取り崩しをしているわけで、全体の収支、ぐるぐる、全部でどうのこうのということではなく、あくまで釜の里の収支のバランスを見て足りない部分を補てんしていると。福祉行政基金についても、単独事業いろいろあります。敬老祝い金の支給だとか、もろもろあります。それについてこの1億円を取り崩しているということが大前提でございます。なもんで、その辺の収支を合わないものは最終的には財調でという考え方でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

自治法の先ほどの説明で241条の説明がありましたけども、自治法でも定められているように、目的のために使うということ、今のご発言がありましたけど、極力その中でためられるものはためる、使うものは使う必要性があればしようがないんですよ。財調で流用しているというのは、このごろよく予算の中で見られるので、ぜひその辺はしっかりしていただきたいと思います。

なお、この逼迫している財政の中で、今回さらに、今回の1億2,000万円でしたか、退職債を借りる今回の補正予算が通ると、退職債の借り入れの総額は幾らになるのかというのが1つ目の質問。それから、その退職債の利子はどれぐらいになっているのかをお聞きします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今回の借り入れで退職手当債につきましては10億9,500万円総額になります。元利償還金では、おおよそ総額で12億円程度になるかと思います。ちょっと退職手当債の中身につきまして若干説明させていただきます。

退職手当債は、定員や人件費の適正化に関する計画、これを通じて将来の人件費の削減により、償還財源が確保できる範囲内でしか国が認めていないものです。団塊の世代の大量定年退職者に対応するための27年度までの時限立法でもあります。長期的展望に立てば、経費の平準化のみならず、将来の人件費削減に寄与できる制度であります。

なお、今回の退職勧奨により23年度以降の退職金は、年平均で大体1億円程度になる予定ですので、財政シミュレーションでもお示ししましたように、現在の設定状況が続く限り、新たな退職手当債の借り入れについては実施しないということの予定にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

今年の10月のほうに議会の全員協議会で今後は退職債は借りないということでお聞きしておりますので、ぜひその方向性でやっていただきたいと思います。

ただ、きのうちょっと質問の中で回答の中で、退職債の質問で、一般会計に迷惑はかけませんからという発言がありました。これは私少しおかしいと思う。退職債借りるときはそれは退職債で借りるでしょうけど、返すときは、町民がこれ負担すると思うんですね、利子も含めて。確かに一番最初に言われた均等で後世の人も均等にということもありますけども、これは一般会計に当然影響するものです。私も何回もこの議会ですべてお聞きしておりますけれども、この退職債は、起債の中でも有利なものは全くない。先ほど言われたように70%の過疎債なんかの充当なんかもないんです。一般の家庭で考えれば、全く手を出してはいけない、いわゆるサラ金であるとか、消費者金融と同じなんです。そして本来これは義務的経費なんです。必要な年度、発生年度に支払わなければいけない、処理すべき会計費用なのだと、これで3回目ぐらい私はここで議会ですべてお聞きしておりますけども、これに間違いありませんよね。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

義務的経費であることは間違いございません。それで当然、将来何人が退職してどれぐらいの退職金が要るんだ、これも当然計算上出てきます。で、財政状況がよろしければ、その辺に備えての基金の積み立て、これを当然しておくべきだと思います。過去には、例えば元金7,000万円だけが毎年積み立てておりました。ところが、その7,000万円の財源はどこから持ってきたかというところ、結局資金繰りといいますか、財政運用といいますか、ほかの基金を取り崩して職員退職基金に移しかえよった、そういうことなんです。7,000万円の一般財源を積み立てる余裕はございませんでした。したがって、もうそれはやめろということにして、この退職手当債という制度が出ましたので、そこを借りて、この間は何とかしのぎということをやったわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございます。いずれにしましても、先ほどからのお話を聞いている中では、今後の財政運営は、特に前回の質問をしたときにも返事がありましたけど、町の収入、いわゆる財源となる収入、税金は減っているという回答を前回の議会で確認しております。今後さらなる内部努力する中で、起債と基金のバランスをとる安定した財政の運営を望んで、この2番目の起債と基金に対する質問を終わります。

それでは、最後の中に私のほうになっています基金の現金管理の基準ということ、先ほど自治法だとか、あとは資金管理の芦屋町の条例ということを読まれましたけれども、総括すると、基金の保管は自治法や町の条例で確実かつ安全に保管運営をすべきというふうに私は理解するんですけども、これでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

お答えします。

まず先ほど述べました自治法の241条、これは基金に関する規定でございます。それで、自治法には歳計現金の規定のところがございます。第235条の4に現金及び有価証券の保管というところがございます。この中に普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は政令の定めるところにより最も確実かつ有利の方法によりこれを保管しなければならないというのがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

いろいろな自治法、条例を見ても、確実に安全にやりなさいというのが基金の一つの基準だというふうに私も判断しております。ただ、ちょっときのうの中の回答の中で、債券運用指針に照らし合わせて基金を運用したというようなことがあるんですけども、この指針というのは議会には報告されているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず何度も言いますが、ペイオフ対策として平成14年4月1日から施行しております芦屋町資金管理並びに運用基準、それと芦屋町債券運用指針を施行しておりますが、議会への報告はしていません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

こういう指針、条例については、議会は全く承認していないということを記録します。

さて、基金を取り崩すとき、昨日の岡議員の資料を見ていて思ったんですけども、1ページ目に退職基金だとか財政調整基金、競艇事業振興金、こういうものを運用金をたくさん取り崩されているわけですけども、基金のこれを取り崩すときには、払い出し表か、それに類する書類が必要となって、1個1個に対して書類決裁されていると思いますけども、このことに間違いはございませんか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

基金の取り崩しというか、これは運用でございます。基金の中で使用頻度というか、年数が3年ぐらいは動かさなくてもいいだろうということで……

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基金の処分ということに関しましては、各所管が基金条例を持っているわけですから、3月末までの基金条例の中で取り崩しなど、そういう決裁をとった中で伝票処理を最終的にやるものとなっています。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは今回の、当然ほかのこともそうでしょうけども、今回の仕組み債の購入時にも、昨日の質問では合議の記録がないというのが一つ出ていました。これは非常に今後議会としても確認していく重要なところだと思いますけども、それはさておきまして、今もう一度確認します。今回の仕組み債のときに、この基金を崩すときには、基金の払い出し票はあったんですか、そこだけお聞きします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

基金の払い出し票はございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、その今回の仕組み債、その払い出し票の最高責任者の印鑑はだれになっているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

ちょっとお待ちください。まず、豪ドルのほうですね、平成20年3月に購入したほうですが、これは町長が決裁権になっております。それと米ドルの方につきましては会計管理者の決裁となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

2つの払い出し票は印鑑が違うんですね。権限規定を確認します。通常組織にはいろいろな業務の権限規定がありますけども、芦屋町の会計管理者のその払い出し票の権限規定があって3億円出せるんですか、2回目の米ドル。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず、仕組み債の債券購入に関しましては、岡議員さんにお渡ししておりますように町長までの決裁をとって、方針決裁としております。それで、平成20年4月から財務会計システムが変わったことに伴い、その基金の払い出し票の決裁区分が変わったものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確認します。そうすると、1回目と2回目でどこかで権限規定が変わったというご説明でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

一応この件は時間が長くなりますので、確認して後でお返事ください。

いいですか、1回目のときに3億円出すときには、権限規定は町長でなければおろせなかったから町長がもらっているんです。今のご回答ですと、2回目は町長の印鑑はいらぬ。会計管理者でやっているというご回答です。これは精査してご報告を議会に下さい。非常にこれは権限規定の乱用、違反だと思います。

ちょっとお聞きします。会計管理者、または課長までのお金を出すときの権限規定は幾らまでなんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

課長までの基本的に支出負担行為、要は兼票の支出命令、兼支出負担行為も含める、そういう金額につきましては、課長は100万円となっております。100万円以上は副町長なり病院事業とか、もろもろありますけど、通常の会計では100万円までが課長、それ以上については副町長、で、700万円以上とかになれば町長というふうに決裁規定上はなっています。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

確認します。100万円までが課長権限であって、当然支払いしたときの支払い伝票100万円以上になったときは、700万円以上になったときは町長の支払い権限であるから、最初の3億円は町長の支払い伝票のサインが要ったからそこに行っているんです。2回目は権限規定がもし変わってないとしたら、町長の、3億円ですからね、700万円の何倍ですか、要るんでしょ。これは何度も言います。権限規定の乱用ですので後で議会に報告してください。ましてや決裁、きのう岡議員が言われたように書類上のミスがある。全然権限と業務がまともになっていないという証拠じゃないですか。

昨日の資料の基金取り崩し、いろんな仕組み債購入時の決裁書から基金取り崩しの億単位の支払い金額、権限があるのは、今の700万円ということから言うと町長にしかない権限です。権限があるということは、そこに責任があるんです。すべて町長の責任だと思うんです。購入検討時の上申決裁書、不備がありましたけども、これに始まって基金の取り崩し票、これも私は今の回答だと不備があると思う。現金支払い票と言ってもいいです。これもこの辺には不備がどうもあるようです。すべての書類にこれ以外で町長の許しを得なきゃいけない700万円以上の書類をきちんと事務処理されているんですね。ほかにも出てくるわけじゃないでしょうね。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

すみません、調べて後ほどご報告させていただきます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

前の担当じゃないから、余りあなたに言うことはないけども、執行部に言います。おかしいでしょう。どんなものでも権限規定があってやっているんなら言ってくださいよ、ただして、わからない、調べたって。言ってください。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

すべての事務については、きちっと例規集に定めたとおりに行っております。したがって、会計における書類の保管についても、きちんとされておるということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

再確認しますよ、副町長。ほかに書類で700万円以上の書類に会計管理者がサインした書類はないでしょうね。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

会計管理者は、現金の出納の最終責任者です。したがって、会計管理者が出納に関して一切の権限を負っていますので、会計管理者が必ず判こは押します。ただし、その金額に応じて町長が決裁すべきものは町長が決裁している、そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

じゃあ6億円、3億、3億、毎回、こういうものは私も株なんかを買ったり、いろんなものを買ったり、それとか車の保険を買ったり、そういうときには、今必ず説明義務があるから、いろんな書類をたくさん見せられて、そこにあなたはこの説明を受けましたか、リスクについて理解していますねってチェックをされる。そういうのがどこにもあるんです。当然今回の仕組み債にもそういう書類はあると思う。3億、3億に対して。その辺の書類はありますか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

ございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

その書類には、先ほど副町長は、700万円以上であれば、印鑑は流用するけどもサインは町長のサインであるという回答ですけども、今回の2回のときのサインはだれですか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

会計管理者でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

副町長、答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

現金の出納に関する権限は会計管理者に属するものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうですね。印鑑はいいと思うんですよ。だけどサインは700万円以上のものについては町長のサインがあると言うけど、今担当者はサインないと言っていますよ。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

出していかどうかの決裁が町長がしますが、最終的に現金、それからそういう債券の出納に関しては会計管理者の権限で行われるものということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

この辺については、ゆっくりまた後でお聞きしましょう。

先に進みます。

町長はきのうの質問の中で、6億円の買い物をするのに、これは公金ですよ。3億、3億、3億円のものを買うときに、きのうの岡議員の書類を見ますと、この決裁書に印鑑を押す。持ってこられて説明を受けて有利と思ったから、はい判こを押しましたというご返事だった。それに対しては、理由としては不勉強であったというような理由ですけども、不勉強であっても何しても、ここにある700万円以上の決裁については、あなたに責任があると思いますけども、この辺については間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

このいわゆる最終的にこの金額仕組み債にかかわらず、すべての結局私に持ってきた、私が決裁をしたものは、すべて町長に責任があるというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、この仕組み債で町長は在任中にやめるときにはこの仕組み債、基金、これに対する欠損は出ると思うんですね、途中で。これについては処理をされて町長をやめられるということですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

結局その岡議員の質問、9月議会にもありました。今回でもありました。結局これは、すべてたら話であります。こうなったら、こうなったらどうするかというようなですね。結局きのうでも問題になりました、その30年というのがいかなものかということでございますが、きのうも岡議員の質問にお答えしましたように、そのときの経済情勢というものは果たしてどうであったかというのが大きな問題であって、その後リーマンショックが起こった。それで結局その後総務省等あたりから、今井議員からも質問が出ておりますように、このような基金等の運用についての意見書というものが来ているわけでございます。その前には、そういうようなことが来ておりません。

先ほど会計管理者が地方自治法を言いましたが、他の金融商品が運用上、有利と判断される場合、債券でも運用ができるものというように規定されているわけでご

ざいます。それで、そのときに、岡議員の9月議会でもお答えしたように、何ら法律上、何も違反してないということで、日本全国津々浦々、これを運用されているところに何の罰則も来てないということでございます。

それと、その責任問題でございますが、じゃあこれが元金が保証されているという形の中で、今現在、何の損をさせたのか。元金が減ったのかということでございます。元金が保証されておるといことです。

それともう一点、この件にかかわらず、じゃあその仕組み債とか金融にかかわらず、これはペイオフ対策ということでの指針に基づいて当時の会計管理者が、これが一番最良の策でよかろうということで合議してやったことで、私はきのうもお話したように大丈夫か、間違いありません、ちゃんと合議いたしましたということで決裁印を押したという次第であるわけでございます。

それともう一つ、これはつけ加えておきますが、この件につきまして、我々町村会でもいろいろ結局話が出るわけでございまして、当該地、いわゆるこうなる前、ある町の町長が、町長、あなた会計管理者を褒めてあげてください。こういう立派な運用をやっているじゃないですかというような形の言葉があった。こういう事件が起こって、手のひら返して、どうするんか、どうするんかというようなことも、ある町ではあっておるようであります。

今回のこの仕組み債の購入につきましては、そのときではベストの判断ではなかったと、私は思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

私が質問しているのは、そのときの判断がベスト、それで私はいいと思います。結果として、しかしそうではないときには、町長、先ほど言われましたように自分で責任をとるといことを言われる。そして町長の説明の中で、6億円の元本は30年後に保証されているから、何も損はないじゃないか、何かありますかと言われました。6億円は使えなくて30年間いったら、芦屋町の町民は必要なときの6億円使えないんですよ。今回も退職債にそのうちの6億円全部ぶっ込めばいいじゃないですか。退職債、10億円借りて2億円も利子を払っているんですよ。そしたら6億分だけでも利子だけでも助かるじゃないですか。

単純に言いますと、30年後に6億円が保証されてても、30年間——ここにいる人たち、皆さんもういなくなっている、私を含めて。けども、30年間の利子は、基金がないときには、起債でやるときに、30年間の利子はだれが払うんですか。町民ですよ。6億円、今起債を借りたら3%だと思えますけど、3%ぐらいですかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今、財政融資資金、その他、退職手当債の金利は、前年度の実績でいきますと1%の前半でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

1%としますと、6億円の1%、1,000万円、30年で3億円町民が負担しなきゃいけないという単純計算になる。確かに6億円の基金というのは、基本はそのまま30年後に残るかもしれませんが。単純計算ですよ。3億円は町民が30年間かけて払わなきゃいけないような余分の費用が出るんですよ。違いますかね、私の計算が間違えていたら、ちょっと。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ご質問の内容が、基本的に30年間、そのまま保有するという前提でのお話のようでございます。で、この債権については、早期償還条件つきということでございまして、その話といたしまして、今、今井議員さん言われるのは、今後28年間塩漬けになる可能性があるのではなかろうかと、そういうことだろうと思います。ただし、可能性の問題は、あくまでも可能性という、そういうふうに思っております。まだ購入後2カ年が経過しただけでございまして、この間に1,800万円の利息を収入しております。今後世界の経済状況がどのように転換されるのか。またリーマンショックなどの問題が再度あるのかどうか。また新たにペイオフが実施されるような金融機関が出てくるのかどうかなど、将来の予測は可能性の問題ということになります。

したがって、あるかもしれない、ないかもしれないということになりまして、その可能性の問題に対しては答えようがないと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

可能性については答えようがないという答えですね、わかりました。

町長、お尋ねします。あなたはきのうの質問、私の質問、きょうの質問の中で、会計管理者に有利だと言われて3億円の買い物をしたと。有利だから起債をやると。あなたはこれを買う前に、これはずっと書類を、きのうの書類を見ると、前田証券、西日本銀行、福岡銀行、それからみずほ証券と、いろんな会社が絡んでいる。最後はゴールドマン・サックス、リーマンショックを立ち上げたような会社も仕組み債の中で名前が出てきますけど、これを3億円のものを買うときの購入前後でこの内容の説明は会計管理者以外から聞いたことはないのですね。前田証券とか西日本とか福岡銀行に説明を受けて、リスクの説明は受けてなかったんですね。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

会計管理者のみからしか受けておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

会計管理者が出した書類の後ろのほうにリスクがたくさん書いてある書類、あなたはきちんとそれを確認をいたしましたか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

一応目は通しましたが、きのうもお話しましたように、この仕組み債になるものというこの何というか、こういう債券というか、専門用語出ませんが、非常に認識がございませんので深く聞きませんでした。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

わかりました。いずれにしても大変な金額です。今後経済状態がどうなるかわからないというようなご回答もありましたけども、基本的に財政が大変な芦屋町が6億円ものお金が使えなくなっているというのは現実です、これは。よくこの辺は認識して、今後も、そして先ほどの質問の中に私、何回もしましたが、どうも書類不備がたくさんあるような感じもする。ぜひその辺は確認して回答してください。

最後の質問です。先日の中で、質問、岡議員の中で、新しく岡議員が前回の議会で質問した後、新しく資金のこういう運用のために組織の委員会を新しく立ち上げられたというご回答がありましたけども、この組織では、きのうの説明の中で聞くと、今回買った仕組み債みたいなものは、上程されると、今後買えませんよ、この新しい組織の中ではというふうな委員会の回答だと思ったんですけど、その辺は私の聞き違いかどうかちょっと確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

きのうのご説明の再度ということになるろうかと思いますが、町が付与する歳入歳出の現金、それから基金、これら公金については、確実かつ有利な運用が求められている。で、芦屋町会計管理者の補助組織設置規則では、会計係の所掌事務の一つとして現金有価証券の出納、それから資金の運用に関することということが上げられております。このように資金運用については、保管の一つの形態として、会計管理者において行われるということになっております。

しかし、私どものような小さな市町村では会計に属する職員は少人数でございまして、毎日の出納事務、例月の監査、備品の管理、支出負担行為の確認、決算書の調整など、多くの事務を担っております。資金の運用もその一つでございしますが、これには専門性も必要になります。

そこで会計管理者のもと、副町長を委員長とする芦屋町資金管理運用委員会設置要綱を設置し、財政の元締めであります財政課長、それから役場全体を所掌する総務課長、企画政策課長の合議体で資金の管理運用について検討していく機関を設置したということでございます。今後はこの機関において、議論した上で町の方向性を出していく、このようになろうかと思っております。

具体的には、平成14年に策定をしております芦屋町資金管理並びに運用基準、それから芦屋町債券運用指針、こういうものがございしますが、その実施計画なるものはございません。このため、運用するための実施計画を策定する必要があるというふうを考えております。

については、この機関で当該基準、指針の見直しを含め、具体的な実施計画の検討などを行って実行に移していく所存でございます。そして実施したものについては評価を行い、次のステップといいますか、社会情勢などにかんがみて対応していか

なければならない、このように思っております。資金の管理運用には、先ほどもちよっと話がありました。資金の流動性、いわゆる資金事業に柔軟に対応するということが求められておまして、これには基金の償還の関係もございます。これらも含めて検討しなければならないと思っております。

したがって、先ほど議員おっしゃられました3億円とか、そういう30年とか、そういうことも含めてこのような体制のもとで資金の管理運用を行っていくこととするようになったと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

回答は得られなかったような内容です。私が聞いたのはその中で新しい基準であれば今回の仕組み債は借りられないという状況ですね。先ほど町長も言われましたようにいろんな指針が出ているから、もう借りれない、そういう状況なんです。

ぜひ今ずっと流れの中で聞いていますと、その基金の運用とか、そういう組織をつくられても、非常に重要なことなんですけれども、議会にも報告連絡をしてください、これからは。余りにも今までの質問を聞いていると、回答を聞いていると、ちょっとずさんだと思う。ぜひそれをお願いして私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらくいたします。

なお、再開は11時45分からします。

午前11時31分休憩

午前11時45分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

3番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

3番、田島憲道です。今年最後の一般質問です。毎年締めをやらせていただき光栄です。つたない質問ですが、最後までよろしくお願いします。

では早速ですが、第1回目の質問に入らせていただきます。

まずは、国民宿舎マリンテラスの指定管理者制度についてですが、通告書の③選定方法、申請事業者によるプレゼンテーションはどのように行われたか、具体的な説明を求む。これをすみませんが取り下げさせていただきたいと思っております。

今本会議の初日に、議案第102号指定管理者の指定について、これは町長より提案理由の説明がありました。そして、岡議員による質疑を経て、所管委員会でこれから審議されるところであります。私の所属する民生文教委員会での付託になりますので、あえてここでの質問をするのもどうであろうかと思ひ、関連する③を取り下げさせていただきます。

指定と選定で所管、担当が違うということをお重々踏まえまして質問したいと思います。

それでは①芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例に基づき、指定管理者選定委員会での選定条件決定に伴い公募が始まりました。その経緯を問います。

②その公募方法及び公募期間はどのように周知され、行われたのかお尋ねします。また、質問通告書第2項目め、公園の管理運営整備についてです。

先ごろ配付されました過疎地域自立促進計画の中で、国民宿舎、魚見公園及び海浜公園等を整備し、観光拠点として魅力ある施設づくりを推進するとともに、住民の憩いの場として、利用活用される公園、緑地についても整備を進めるとあります。今後の整備事業の進め方、管理運営をお尋ねします。

以上、第1回目の質問です。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、第1点目、国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者制度について、要旨1でございます。選定委員会での選定条件決定に伴い公募が始まった経緯についてでございます。

マリンテラスあしやの指定管理者の指定期間は、来年の3月で終わりますことから、23年4月から指定管理者を選定しなければなりません。まず、募集方法でございますけれども、マリンテラスあしやに関しまして、指定管理者検討委員会で検討した結果、公募で指定管理者を募集することにして決定しております。仮に公募としないで、いわゆる現行の指定管理者を引き続き指定する、いわゆる随意契約の形のようなものについては、現状より納入金が高くなるなどの客観的根拠が必要と考えております。しかし、現行の指定管理者との調整では、そのようなことが望めないため、公募と決定しております。また、指定管理の期間は、23年4月から28年3月とする5年間ともしております。

なお、先ほども申しましたけれども、指定管理者検討委員会、これは募集要綱の案なども検討いたしますが、総務課長、税務課長、財政課長、それと企画政策課長の4名で組織して検討をしております。

次に、選定条件ですが、今回マリンテラスあしやの指定管理者を公募するに当たって、募集要項を前回から変更している点がございますので、この点をご説明申し上げます。

まず、第1点目は、芦屋町への納入金についてです。

平成17年度に実施した前回の公募では、町で納入金の下限の設定などの条件をつけず、指定管理者から納入金を提案していただいております。その上で、平成18年度から22年度まで、毎年7,000万円の納入金額と総利益が7,000万円を超え、8,000万円まではその半額、超えた分の半額を芦屋町へ別途納めていただくことと決定しております。

今回の公募に際しては、毎年度芦屋町へ支払う納入金をまず前回同様提案してもらうということにしております。さらに、この納入基本額を超えた総利益、総利益が納入基本額を超えて1,000万円までは10%、それを超える部分については15%を芦屋町へ追加納入するようにしております。あわせて、応募者が提案する納入基本額の最低は5,000万円とするように設定しております。この納入基本額の最低制限を設けた理由及びその金額を5,000万円とした理由についてご説明いたします。

売上規模などにもよりますが、全国的に国民宿舎を運営している指定管理者から

自治体への納入金はばらつきがございます。マリンテラスあしやと、例えば宿泊定員等が同規模の施設、あるいはマリンテラスは平成11年度に建てられておりますけれども、同じころに建てられた国民宿舎の納入基本額、全国でございますけれども、これを調査してみましたところ、数百万円から最高5,000万円と、非常に幅広い納入金のばらつきの状況でございました。全国的には、このような納入金の状況で、さらに近年の経済不況もあって、納入金の下限を設定しなければ低い納入金で提案されてくるのが懸念されましたので、最低納入金額を設定することとしました。

次に、納入基本額を5,000万円とした理由は、長引く景気低迷、原材料の高騰、施設利用者の減少など、経営状況が非常に厳しくなっている状況を踏まえ、現状の7,000万円を最低納入基本額とすることは困難と判断しております。また、先ほど申しましたように、類似施設の調査を行ったところ、結果的には7,000万円を納入基本額としている現行のマリンテラスあしやというのが最も高額でございました。その他、最も高く納入基本額を設定した施設は5,000万円であったことから、今回の公募に際し5,000万円を最低納入基本額として決定しております。

結果的に、今回第一優先交渉権者となっております会社については6,000万円の納入基本額を提示されております。あわせて総利益が6,000万円を超える場合、超えた部分に対して30%、別に芦屋町に納入するという独自提案もされております。

第2点目の変更点でございます。現在の協定では、施設の修繕や備品購入について、1点100万円未満は指定管理者で対応するようにしております。これを今回の公募に際しては修繕は500万円、備品購入は200万円を指定管理者に対し、毎年当初予算で措置するように義務づけ、指定管理者が年度当初から積極的に修繕や備品の買いかえができるようにしております。

第3点目は、納入金を4年目に見直すことができるようにしたことです。これは、社会の急激な変動に対応できるよう1、2年目の実績、3年目の状況から双方が協議し、合意すれば見直すことができるようにしております。

以上が今回の公募に際しての変更点などでございます。

次に、要旨2でございます。公募方法や公募期間はどのような方法で行われたかについてでございます。

指定管理者の公募は、町のホームページへの掲載、別に全国の指定管理者の募集状況を告知するインターネットサイトで周知を行っております。募集要項のホームページへの掲載は9月22日の木曜日から初め、10月22日を提案書の締切日として、おおむね1カ月間公募を行っております。また、現地説明会を10月8日まで個別に開催するとともに、申込者による質問、こういったものについても受付10月15日までにすべて回答を行うなどの対応を行ってまいりました。

それから、件名2の公園管理運営整備について、公園管理運営整備について、要旨1、過疎地域自立促進計画の中に観光拠点として魅力ある施設づくりを推進するとともに住民の憩いの場としての利用、活用される公園・緑地についても整備を進めるとあるが、今後の整備事業の進め方、管理運営を問うについてでございます。

過疎地域自立促進計画に搭載しております公園の整備については、過疎債を借りることなども想定し、今後5年間で考えられるものを計上しております。

個々具体的な整備については、実施計画で方針決定することになります。また、財源については基本的には国の交付金の活用、その裏負担については過疎債の活用

などで対応したいと考えております。

そこで、現在実施計画で事業推進を予定しております主要な公園整備についてご説明申し上げたいと思います。

まず、観光振興に資する公園整備として、仮称夏井ヶ浜公園整備でございます。これは本年第3号補正で実施設計の予算を認めていただいておりますので、23年度に産炭地域の広域振興事業の補助金などで施工するように計画しております。

次に、身近な公園の整備でございます。花美坂1号公園と芦屋橋コミュニティー公園の整備でございます。双方の公園とも本年度に設計を行っており、23年度に町づくり交付金で施工するように予定しております。

また、中央公園につきましては、建設後、40年以上経過しているためかなり老朽化が目立っております。それと、町の中心部にあるにもかかわらず、十分に活用されているとは言えないため、次年度以降、設計を進め、社会資本整備交付金等を活用し、リニューアルを進めたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、公園整備に係る今後の整備事業に関する考え方でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

ありがとうございます。きのうの岡議員の質問では知り得なかったことがいろいろ理解できまして、本当細部にわたって取り組みがなされていると思います。

では、国民宿舎の指定管理者制度について2回目の質問に入ります。

先ほど検討委員会の委員の内訳が出ましたが、まず指定管理者選定委員会、委員会の役割と構成メンバーを教えてください。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

指定管理者選定委員会、いわゆる指定管理者の選定に関する答申を行う委員会でございますが、指定管理者選定委員会は、委員長を副町長としまして、外部委員2名、それから財政課長及び担当課長の計5名で組織しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

選定委員会条例では5名以内で構成と、あと第4条2条で専門的知識を有する者、先ほど言われました外部者2名ですか、この方は差し支えなければご職業を教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

外部委員2名の方につかれましたは、1名は公認会計士でございます。もう一名はNPO法人の代表者でございます。大学の准教授もあわせてされております。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

ありがとうございます。やはり国民宿舎という専門的な業種、旅館ないし飲食物を提供するのホテル業ですから、それなりの専門家の意見、ホテル業に携わった方の意見というところが大事ではなかろうかと思えます。その選定委員会の中でいろいろ決まっていたわけですが、私は公募期間中、町のホームページを閲覧しまして、そこで驚いたことに納入金の変更があります。いわゆる家賃と言われるものです。今回指定管理者募集要綱の中で、納入金が最低5,000万円からということになっています。

先日の9月決算議会でも、国民宿舎特別会計の審議で最低納入金は7,000万円プラスアルファ、利益の7,000万円から8,000万円のうち1,000万円の利益は半分ずつ分けるという取り決めの説明をいつも聞いております。

国民宿舎特別会計によれば、建築にかかった費用を毎年1億円ずつ、あと8年間返していかなきゃいけない。やっと半分を払い終えた矢先ですが、来年の2月には3,000万円ほどかけて大浴場などのリニューアル工事が決まっています。私はこの家賃7,000万円のラインは崩してはいけなかつたかと思つてます。それでも3,000万円の公金を投入しなきゃならないということです。まずこういう大事なことは、選定委員会、検定委員会ですか――で決まった後、企画政策課の所管である総務財政委員会で事前に審議されるべきではないだろうかと思つてます。また、最低の入金の変更があったということは全員協議会でも諮るべきではなかろうかと思つてますが、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

最低制限価格を決めた経緯は、今企画政策課長が語る説明したとおりでございます。ただ、この最低制限価格の設定というのは、町としていろんな契約がございます。いろんなものを買ったり、工事をしたり、そういう契約の中で公表して入札を行っているものでございますけど、ここの入札に係る最低制限価格について、議会に報告というのは常に行っておりません。したがって、今回の件についても同様の取り扱いをしたと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

最近の景気の動向から7,000万円では申し込みがないと判断してから、指定ということから、僕は段階的に引き下げていくべきではないでしょうかと思つてます。浜口の町営住宅跡地や船頭町駐車場では、公募をやり、申し込みがなければ購買価格を下げたり賃貸にしたり、すべて効果的に段階的に経て、推移してきていると思つてます。結局賛否ありましようが、このたびどちらも決着しました。なぜ同じように段階的に引き下げなかつたのかなと思つてますが、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

最低制限、納入金の最低制限価格を設けただけで、いわゆる応募者というのは幾らでもご提案できます。7,000万円でも8,000万円でも。それで、段階的に下げるという考えは持つておりません。それと、答弁の一番最初に申し上げました

ように、来年4月からの問題でございますので、期間的な問題もございますので、そういう方法は採用しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

今回の第1優先権を獲得した株式会社MBKオペレーターズですか、ここの申し出が幸いなことに6,000万円プラス利益の30%、そして備品などの購入ということで、もしもろもろな最悪なケースが生じたときは、これ4,000万円を公金で負担しなければいけないということですが、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

結果として5,000万円という提案であれば、そういうことになるかと思えます。ただし、今回の場合は6,000万円プラスアルファがついている、このような提案でございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

それと、次の更新において、納入金がさらに引き下げられるおそれもあるんでしょうか、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

次の更新は5年後を予定しております。そのときには――5年後、次の指定管理者の指定は5年後なんですけども、そのときはそのときで、また指定管理者検討委員会等で検討されますもので下がる、そういったものは今の段階で言えるものではございません。

それと、今回の公募の内容の中で4年目の指定管理者の納入金を見直すことができるという公募要綱に入れていることにつきましては、1、2年目の状況、3年目の状況、そういったものを踏まえて、初めて4年目の協議ができるわけでございます。それは景気が下がっている、上がっているとか、そういうどちらかわかりません。それと相互協議する、協議して初めて整理するという状況になります。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

こちら、委員会に多分かかってくるので、深く問いません。

それと②の公募期間について、非常に公募期間が短かったような気がするんですよ。9月22日、これ水曜日から10月8日のわずか、僕は10日間と理解しているんですよ。その間の10月1日から8日までの間のわずか1週間で現場説明会に来ないと参加できないという、非常にハードルが高く感じますが、これは正しいですかね、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今回の公募に際しましては、9月22日にすぐ町のホームページ、それと先ほど申しましたように、これが全国的に通用しているサイトでございます。こちらに登録させていただいて、最終的には公募提案書が10月22日、いわゆる1カ月間、約1カ月間ございますので、この日までに出していただければいいということで、今回につきましても、4社申し込みが最終的にあったんですけども、実はもう申し込み、当初申し込みは6社ございました。そのうちの2社が辞退しまして4社になったわけでございます。そういう背景もあるんですけども、決して公募期間が短いということではなくて、あくまでも最初はもう意欲だけを示していただければと。それと、そもそもマリンテラスあしやというのは、この5年間というか、今年度で終わるといのはもう全国的にもう知れておられましたことで、いつ芦屋町が公開するかと、ただもうそのみのお話だったと思います。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

5年前にプレゼンに参加したS社、こちらの準備不足ということで今回見送られたんですよ。ここはソフトバンクの本社の社員食堂とか、トヨタ本社の社員食堂を受託されて、テレビで紹介されたりなどされて、センスのいい時代に合ったものを提供して、本当安定的な経営をされているんですよ。こちら参加できなかった、余談なんですけど、それでも指定管理を紹介するサイトで株式会社MBK社には、本当私はもう大変期待しております。そしてエールを送りたいと思います。そのほかいろいろ注文や心配事もありますが、所管の委員会で審議したいと思います。

それと、ちょっと言わせてもらえば今までのところのA社ですかね、すべてにおいて、ちょっと悪過ぎたんじゃないかと思います。特に料理がワンパターンで、しゃもじと冷たい小鉢と茶碗蒸しと、いつもの3点セットで、これもう町民がこのことはよく知っています。ですから来年度のマリンテラスには大いに期待したいと思っています。

では、マリンテラスのことはこれで終わりにしまして、2項目めの公園管理運営整備についてに入ります。

これから観光のオールシーズン化に向けて公園が整備されていくということです。魚見公園や梅林公園の整備も着々進んでいるということ。あとはきのう町長からお話がありました洞山周辺の海釣り公園構想、また地域の住民の目線で整備を検討中の花美坂公園や中央公園のリニューアルなど、聞いていて明るい材料で聞いててうれしくなります。そして仮称夏井ヶ浜公園は、先日の臨時議会で設計費が補正計上されました。この夏井ヶ浜公園は、場所を確認すると岬に当たるところなんですかね。ここ長年塩漬けにされてきた町有財産で、芦屋町では一番ロケーションの美しいところと言われており、きのうも地域づくり課長から答弁がありました。やっと動き出したなという感じがしていますが、あの場所がどのように使われるかは、町民の関心の的になっており、実は私も心待ちにしておりました。夏井ヶ浜公園の工事概要を教えてください。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

先ほど企画政策課長のほうからちょっとご説明がありましたように、11月の一般会計第3号補正予算で実施設計額が承認されました。それで現在、それに伴いまして実施設計を委託する手続を行っております。その中で来年の3月までに実施設計が完成するというので、実施設計を見ながらどのようなことをするかということに本格的には決まるんですけども、担当課といたしまして計画しているものは、今のところ駐車場の整備、それから散策道路、そして花壇、そして植栽、見晴らし台、モニュメント、転落防止さくというようなものを計画しております。まだこれは金額的なものが工事費が先ほど財政課長が申しあげましたように、産炭地域の補助金を使うものですから、この中でどこまでできるかというのは今後実施設計の結果を見ながら検討したいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

これ委員会でお尋ねしましたが、水道ですね、そしてトイレの敷設はされないですか。花壇に水をやるのに水道が必要かなと思いますが、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

トイレの件ですが、トイレはすぐ近くに夕日が見えるトイレというのを設置されております。それで、そこを使っただけならば十分賄うと思っております。

それから花壇等につきましては、ちょっと先のほうにはまゆう群生地——県の文化財でございますが、はまゆうの群生地がございます。はまゆうの生えているエリアが少ないと。せっかくお見えになってもちょっと寂しいような感じを受けておりますので、今回整備します夏井ヶ浜の公園のほう——仮称ですけども、この公園のほうにこのはまゆうをもう少し大々的に植えていきたいということで、現在種を確保しております。それで、はまゆうにつきましては水の必要性がございませんので、今のところ水道を設置するまでの規模は持っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

すばらしい構想であります。で、トイレは夕日が見えるトイレですか、夕日の見えるトイレ、使ってくれということですが、最近トイレに行かれましたか。非常に荒れています。ペーパーもなかったり、あったりとか、そしてまた非常に危険な感じがしまして、どれだけの頻度であそこが利用されるのか、私疑問に感じます。あのままトイレを残すより、岬の公園内に新たに敷設するほうが、新設するほうがいいと思っておりますが、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

トイレにつきましては、清掃等も含めまして民間業者に委託しております。それで定期的に巡回をしながらトイレの清掃、トイレトペーパーの補給などを行って

おります。

それで、中にはいたずらをされて、そのような状況にあるかも知れませんが、それが長く続くというようことは思っておりません。

それで、仮に夏井ヶ浜のほうにトイレというご要望ですけれども、今の段階でそれを新たに設置すると、もう同じ場所に2カ所もという思いがしておりますので、現段階ではそこまでの構成は持っておりません。将来的に、もしどうしてもそこが必要だという思いが募れば、またそのときは検討して考えていきたいという思いでしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

町内に至るところに公衆トイレがあるんですよ。これ言葉悪いかもしれませんが、前町長の負の遺産と僕は思います。お金かけてつくったはいいが、ほとんど使用されていない。その代表は、アクアシアンプールの入り口のヨット型のトイレありますよね。あのトイレはいつもシャッターが閉まっていますが、いつあくのかご存じでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

海浜公園入り口にヨット型のトイレが設置されております。このトイレは冬場は閉めております。それで、その代用として今現在、指定管理者であります観光協会が事務所として構えていますレジャープールの中のトイレを使っただけように誘導をいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

プールがあいている間の2カ月ということですか、正味2カ月。わかりました。あそこは、この時期北風が強いです。塩害飛砂によって、どんどん建物が傷んでいきます。それで3年前でしたか、水を汲み上げるポンプの交換がありました。90万円ぐらいだったですかね、これも本当公費が使われまして、そもそも実際にどのくらいの方がトイレを利用されているのか疑問に感じています。また、あれはいつつくられ、建設費ですか、どれぐらいかかったのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

正確にちょっと覚えておりません。建設年月日を覚えておりませんが、金額的には約4,000万円ほどかかったということを聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

これはいつになったら費用を回収できるなんてばかなことは言いませんが、トイ

レですから、ウンは落としてもお金は落とす人いません。芦屋町を訪れた方がトイレの心配をかけない、そのためのエチケットでつくられたと理解しています。しかし、あかすの間のトイレは無駄な公共事業と言われても仕方ありません。町内にここ以外にもトイレを併設した公園幾つかあります。20年前には使用利用されてたかもしれませんが、時代が変わって少子高齢化になり、今では利用価値を見出せない公共施設ありますね。今の時代のニーズ、町民の目線に合った公園やトイレの管理運営を早急に見直すべきではないだろうかと思ひます。余り利用されていない公園やトイレは整理して、駐車場への転換など進めるべきだと思ひます。

例えば、高浜のポケットパーク、あそこが駐車場として利用できるなら、隣接する幼稚園周辺でお子さんの送迎で、迷惑駐車のトラブルなんかあっているわけなんですよ。これが幾らか解消できると思ひうんですが、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

高浜ポケットパークでございますが、この公園と申しますか、広場でございますが、当初周辺の商業者の振興のためということで、商工会などから強い要望等があつて設置されたというふう聞いております。しかし、現在のところでは、イベント等の利用もなく、実際買い物客の休憩どころというふうに使われている状態にあります。その関係で、すべて廃止とかいうことにつきましては考へてはおりませんが、来年度、一部老朽化してあります時計塔のところですか、またそういったところを撤去したりといったことも考へております。そういったことで、少しずつではありすが見直しを進めていきたいというふうにお思ひしております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

あそこは本当、意味のないステージがあつたりとか、時計台があつたりとか、ベッドになるようなすがあつたりとか、いろいろ地域の住民から聞いております。申し上げまして、公園やトイレの整理等を進めて、時代のニーズに合った公園への転換を図るべきじゃないかと思ひております。

本当、時代が変わって、今町内には5カ所のコンビニがあります。ここの特色として24時間営業をして、また付加価値でトイレの利用をサービスで貸しています。えらく気軽にトイレを貸してくれます。それとトイレはやはり神聖な場所です。安らぎ落ち着くところです。私もお店をやっているんですけど、特にトイレには気を使っています。人の家やお店に行くと、トイレを見たら本当どういふ状況かわかりますよね。芦屋町の公衆トイレの現状はどうでしょうか。汚いところで用を足したくありません。皆さんもそう思っていると思ひます。

続いて、高浜区の児童公園についてお尋ねします。

ここは通常SL公園と言われ親しまれていると思ひます。ここの記念すべき蒸気機関車が随分腐食が進み、荒れています。資料を手元にお配りしましたんでごらんください。

私、担当の方から聞いていたしませんが、何度か補修費用をつけてくれと足を運んでいます。おとしでしたか、補修工事という名目で風除けの暴風シェード

を撤去しました。同じようなものを付設するには大変高額ということで、風除けを、シェードを外しているんですよ。実はそのことにより随分と腐食が進んでいます。それはご存じでしょうか担当課長にお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

この公園内のSL——蒸気機関車でございますが、これにつきましては、腐食の状況等につきましては、十分確認等を行っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

機関車、「D6061」という、これは世界で紛れもない1台しかない希少な機関車なんです。専門家に言わせれば「デゴイチ」の後継機関車で、マニアにはたまらないフォルムだそうです。

調べてみましたが、この機関車が芦屋町内を走っておったということじゃないんですね。あのあたりに鉄道が敷かれていて、遠賀川駅を結ぶわずか6.2キロ、芦屋線というんですか、その昔芦屋町の駅があったよということで、そのゆかりの地ということでSL公園が誕生しました。

画像の⑦をごらんください。鉄道記念碑とあります。昭和52年3月1日建立とあります。当時の町長はどなたか存じていませんが、約33年前の話です。この中で当時を知る方がおられるでしょうか。そもそもあの公園のSL機関車がどのような経緯で芦屋の地にやってきたのでしょうか。これは購入されておるんですかね。そのころは競艇が景気がいいころですから、総費用はどれぐらいかかったんでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

昭和52年に高浜のSL公園、この公園を整備いたしました。その際に、旧国鉄のほうから寄贈といった形でいただいているというふうに思っております。そのために当時の費用でどのくらいの経費等がかかったものかとかいったことについては、大変申し訳ございませんが把握はしておりません。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

寄贈されたら、なおさら大事にしなきゃいけないと思うんですよ。何でもそうなんですよね。差し上げた方はどのように使われたか、大変気になっておりますよね。釜風呂跡地もありますね。あそこも町長、山田のおばあちゃん、大変気にされています。

そこで、機関車について財産目録とか台帳とか当時が残っているんでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

この機関車の関連については台帳等ございません。そして、この寄贈を受ける際に約束事というんですか、その辺が交わされているみたいで、塗装等5年おきとか、そういうふうな約束になっているように聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

この保存状況が美術品ならどうなのでしょうね。画像6ちょっとごらんください。天井、穴が開いてます。空が見えますね。至るところに穴が開いてます。機関室もごみだらけだったんですよ。これ見たら、子どもや鉄道マニアが夢を壊しちゃうような保存内容でした。

もう一度、画像7いいですか、ごらんください。これ鉄道記念碑の碑文のところを拡大したところですよ。抜粋してありますね、読み上げます。

戦後の郷土復興の貴重な1ページを飾り、また国鉄の技術革新によって廃止されていく蒸気機関車の功績をたたえ、ここにその雄姿を永久に保存するとあります。永久に保存するとあります。この保存状況では、永久はあり得ないと思います。さびて崩れ落ちていくだけだと思うんですが、いかがでしょうか、感想をお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

お答えいたします。

この保存の関係につきましては、塗装等につきましては、私の記憶する限りでございますが、平成13年前後までは5年に一度の塗装を実施しておりました。それ以降は財政的なこと、そういったこともあったとは思いますが、塗装等行ってきておりません。そのために23年度におきまして、全体の塗装ということで予算等を計上したいというふうに思っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

ありがとうございます。これは文化財だと思います。希少な文化財は後世の人に遺す責任があります。周辺自治体では、機関車をしっかり文化財として保護しているところがあります。そちら参考にしてみるのもいいかと思えます。また完璧に修繕するには本当費用がかかり過ぎます。当然福祉のほうが優先というなら、もう皆さんの中であの機関車の価値がわからないなら、その価値がわかる自治体や博物館、また個人に寄贈するなり売るなりやってみたらいいんじゃないかと思えます。そうすれば、今後高浜児童公園としての利用価値が広がるんじゃないかと思えます。高浜区の方は、あの狭い猫の額のようなところで盆踊り大会をやっています。高浜児童公園の使い道については、機関車がなければ視野も広がるんじゃないかと思っ

ております。

最後に、海浜公園の広大な芝生エリアについてお尋ねします。

以前は、年に2回草刈りが行われる程度で、雑草畑としてました。今、観光協会の指定管理のもと、草刈り機を購入され、職員がまめに整備されています。広大な広さから訪れる人は圧巻させるといいます。

先ごろ、芝生エリア近くに車の駐車スペースが開設されました。これは町づくり支援自販機の売り上げ事業からという、支出ですから、大変これ利用しやすくなっています。天気の良いときには子育て中のお母さんたちが子どもを楽しく遊ばせ、楽しく談笑しています。

そこで提案があります。芦屋町の観光客は日帰りのレジャー客が主であると思います。滞在型の観光入り客や観光のオールシーズン化への脱却を模索しているならば、あの場所を釣り客やファミリー連れなどを対象にしたオートキャンプ場として開放してはいかがかなと思っています。このような意見は、私の個人的な意見もさることながら、広く耳に入っているとは思いますが、いかがでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

広大な芝生広場の有効活用というご提案だと思っております。それで、過去に私もあの公園の担当ということで、あそこにキャンプ場の設置ができないだろうかという思いで計画をしたことがございます。

その折にちょっと問題になったのが、まず、あそこが芦屋航空自衛隊の発着といえますか、その関係で光が漏れるということもちょっと聞いておりますし、また近くに野犬といえますか、番犬といえますか、要するに航空自衛隊が飼っています番犬がおられるそうです。それで、オートキャンプ場を設置しますと、当然焼肉とかをされた場合に、においが漂うということの何か私はそういう形でなかなか難しいんだらうということ聞いております。もしその辺がクリアできれば、また有効活用の一環として、今後ちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

なかなか利用の難しいところでありますね。

もう一つ、この場をお借りいたしまして提案なんです、サイクリングロードが波津まで伸びています。遠賀宗像自転車道ということらしいんですが、岡垣町と芦屋との相互の観光協会が貸し自転車サービスをやっていますね。これは相当な利用客とは言いがたい状況なんです、そこであの自転車道路を芦屋から波津へ向けて片側一方通行でも車が走られるようにできないだろうか。ただし、車輛規制や時間規制を設けて、日中の間で時速10キロ程度の低速で走行させれば、波津まで続く道のりを風光明媚な景色を楽しみながらドライブや散策もできるんじゃないかと思えます。そうすれば景観重視ばかりのリゾート大橋、なみかけ大橋ですか、その利用度も高まるのではないかと思います。これは先の将来のことを考えて提案します。

これは難しい面いろいろあると思えます。芦屋町をこえた県や国の話というのな

ら、きのうの町長の答弁のように港湾のようにそちらにかけ合っていたいただきたいと思います。国や県の無駄な公共工事と言わせないなら、ぜひご検討していただきたいと思います。いかがでしょうか、お願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今のご質問は、遠賀宗像自転車道を車道として使えないだろうかということでしょうか。

この件についてもちょっと私はまだ考えておりません。今のところ、あそこは県土整備事務所が整備したエリアでございますので、今後その辺については、ちょっと県土整備にできるかどうかをまず確認を行う必要があると思っております。それと、県土整備としては、本来であれば宗像遠賀自動車道から直方北九州自動車道に本来つながるべきなところがございます。それで今のところ、海浜公園で終わって、そして直方北九州自動車道つながっておりません。それはなみかけ大橋が臨港道路といいますか、一般の道路ではないということであつては通せない。それでどうしても芦屋町の町の中を通さないと自転車道が整備されないという問題点がございます。それをするためには、導流堤を改良するか何かの計画をしなければいけないんですが、それらの通った中で自転車がどう活用していくかということになるかと思っております。自転車道が頻繁に使われるようになれば、果たして車が通ることがいいのかどうかということもちょっと吟味しなければいけないと思っておりますし、この点についてはちょっとまだ検討の余地があるといいますか、北九州県土整備事務所と調整をしなければいけないということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

町長も感想をお聞かせいただきたい。最後にもう締めていただきます。すみませんよろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず最後のほうの芦屋から岡垣の自動車道ということは、これはもう随分昔から芦屋から岡垣の湾岸道路ということで、もう20年ぐらい前からいろいろご提案が、私も議員のときに提案した記憶がございます。やはりいろんな国の壁、自衛隊基地があるということで、国防上の問題だとか、いろんなことがあるわけがございます。しかしこれは観光立町という形の中で、もしそれが湾岸道路、波津からできれば、芦屋町にとっても大きな財産というか、大きな道筋ができるのではないかと、個人的には思っております。そのような形で、今後、今言い出しても10年先になるのか20年先になるのか、それは言い続けておきたいと思っております。

それから、るる田島議員のほうから観光ということを中心として公園整備というお話を各地域の公園についてご提案なりいろいろございました。かねがね私も町民の方から今田島議員が言われたようなお話を多く耳にいたしました。それは何でこうなるんだろうかというふうに思ったんですけど、やはりこれも行政上の組織上の問題というか、例えば地域づくり課が持っている公園、住宅環境が持っている、管

理している公園、生涯学習が持っている公園、各課において、公園管理が課によってばらばらであるということで、今ちょっと組織の見直しを検討しなさいということで指示をしております。中身につきましては、公園と、いわゆる芦屋町にとって大事な交通、これで一つ係をつくったらどうかということで、これはまた組織検討委員会で検討されると思います。それがやっぱり公園管理が一つの係になりますと、今田島君がいろいろご指摘がございました、いろんなことが解決できるのではないかと。係のほうから提案もあるでしょうし、それから予算措置も出てくるでしょうし、全体的な芦屋町としての一体的な公園づくりができるのではないかと、私は思っております。

本日は貴重なご提案いろいろいただきまして、本当にありがとうございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

ありがとうございます。私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 38 分散会
